

同意・誓約書

熊本県中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業補助金（第2弾）を申請するにあたっては、下記の8項目全てに対して同意・誓約します。

- (1) 交付要件を満たしていることに相違ありません。
- (2) 重複受給や不正受給が判明した場合は、補助金を返還すること及び事業者名が公表されることに同意します。
- (3) 熊本県商工会連合会から追加書類の提出の求めがあった場合は、これに応じます。
- (4) 後日、熊本県商工会連合会から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- (5) 申請に当たり提供した情報について、国又は地方公共団体から熊本県商工会連合会に対して、その所管する事務に必要な範囲で提供の依頼があった場合、熊本県商工会連合会が提供することに同意します。
- (6) 申請事業所の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等は、熊本県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。熊本県商工会連合会が必要と判断した場合は、申請者の個人情報（法人の場合は代表者のもの）を熊本県警察本部長に提供することに同意します。また、上記の暴力団、暴力団員等及び暴力団密接関係者が、申請事業所の経営に参画していません。
- (7) 国・県の補助事業について、偽りその他不正の手段等により交付の取消し等の措置を受けた場合には、それを報告するとともに速やかに所定の手続きを行い、その結果、会長から補助金の返還指示があった場合、その指示に従い補助金を返還します。
- (8) 国・県の補助事業の交付状況について、疑義等が生じた場合、熊本県商工会連合会が熊本県を通じ、国等に対し、補助事業等の交付状況を確認することについて同意します。